

特定プログラム説明書

開設学部等名〔教育学部〕

プログラムの名称	(和文) 社会教育主事基礎資格特定プログラム
	(英文) Basic Qualification as a Supervisor of Adult and Community Education
<p>1. 概要</p> <p>本プログラムは、社会教育主事の基礎資格を取得しようとする者に、社会教育法第9条の4第3号が規定する「大学において修得すべき社会教育に関する科目」(24単位以上)を提供しようとするものである。</p>	
<p>2. 到達目標</p> <p>本プログラムにおいて設定された到達目標と、それら到達目標にとりわけ密接にかかわる科目(省令科目)を挙げると、以下のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習及び社会教育の本質について理解する。 →「生涯学習概論」 ○ライフサイクルや学習者の特性について理解する。 →「生涯学習概論」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」 ○社会教育事業の計画・立案に関する理論と方法について理解する。 →「社会教育計画」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」 ○社会教育事業を運営・展開するための実践的な能力を習得する。 →「社会教育計画」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」 ○社会教育主事として学習支援を行ったり、学習者とコミュニケーションを図る上で必要な能力を高める。 →「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」 ○社会教育主事としての幅広い視野や社会的関心を養う。 →「社会教育特講」 ○社会教育主事として自己主導的学習能力を高める。 →「生涯学習概論」「社会教育計画」「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」「社会教育特講」 	
<p>3. 登録時期</p> <p>3セメスターからとする。プログラム登録は履修開始前(事前登録)を原則とするが、履修開始後の登録(事後登録)も可とする。</p>	
<p>4. 登録要件</p> <p>社会教育法第9条の4第3号の規定をうけ、社会教育主事講習等規程はその第11条の1で、社会教育主事の基礎資格を取得しようとする者が「大学において修得すべき社会教育に関する科目」を定めている。すなわち、「生涯学習概論」(4単位)、「社会教育計画」(4単位)、「社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究」のうち1以上の科目(4単位)、「社会教育特講」(12単位)である。これら省令科目と本学部が開講している科目との対応関係は、別紙に示す履修表のとおりである。</p>	

学習の順次性から言うと、基本的な概念や基礎理論について理解することが、その後の学習活動の前提となる。依拠すべき理論を欠いたまま実践的な能力を養成しようとしても、教育効果は期待できない。効果があったとしても、せいぜいノウ・ハウの習得に終始してしまうからである。したがって本プログラムにおいては、受講生たちは、省令科目でいうところの「生涯学習概論」を履修した後、「社会教育計画」や「社会教育演習・社会教育実習又は社会教育課題研究」へと学習を展開することが望ましい。

5. 受入上限数

特には定めていない。

6. 授業科目及び授業内容

※授業科目は、別紙の履修表を参照すること。

※授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。

7. 修了要件

履修表に掲げる科目のうち、必要な単位数を取得すること。

なお、在学中に、本プログラムの24単位以上を履修できない者であっても、修得した授業科目の履修単位は、卒業後、社会教育主事講習を受講しようとする際には、既修得単位とみなされるので有効である。

8. 責任体制

教育学研究科・副研究科長（教育部会担当）を中心とする体制で運営に責任を負う。

9. 既修得単位等の認定単位数等

(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等

10単位まで認定する。

(2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等

24単位まで認定する。

【特定プログラム履修に関する注意事項】

○主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した特定プログラムの授業科目履修が制限されることがある。

○特定プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

社会教育主事基礎資格特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考	
						大学において修得すべき社会教育に関する科目及び単位(注1)	
専門教育科目	社会教育学	2	3セメ	必修	2	生涯学習概論	4
	教育の思想と原理	2	3セメ	選択必修	2		
	教育と社会・制度	2	4セメ				
	生涯活動教育論	2	4セメ	選択必修	4	社会教育計画	4
	教育方法学	2	4セメ				
	教育行政学	2	3セメ				
	心理社会調査法	2	4セメ				
	スポーツ経営学	2	5セメ				
	生活設計論	2	5セメ				
	教育調査統計法演習	4	5セメ	選択必修	4	社会教育演習, 社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	4
	野外活動実践	1	3セメ				
	野外教育実践	1	4セメ				
	地域教育実践Ⅰ	1	3セメ				
	野外活動AⅠ(登山・キャンプ)	1	3セメ				
	地域教育実践Ⅱ	1	4セメ				
	教育社会学演習	2	3セメ				
	教育経営学演習	2	3セメ				
	比較教育学演習	2	3セメ				
	社会教育学演習	2	4セメ				
	教育哲学	2	4セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12
	教育社会学	2	4セメ				
	幼児心理学	2	5セメ				
	児童・青年期発達論	2	5セメ				
	体育科教育概論	2	3セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	12
	教育課程論	2	5セメ				
	幼児教育学	2	3セメ				
	学校経営と学校図書館	2	5セメ				
	情報メディアの活用	2	5セメ				
	学校図書館メディアの構成	2	6セメ				
	学習指導と学校図書館	2	6セメ				
	読書と豊かな人間性	2	6セメ				
	サイエンスミュージアム教育論	2	7セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12
日本東洋教育史	2	3セメ					
西洋教育史	2	4セメ					
比較教育学	2	4セメ					
教育経営学	2	4セメ					
臨床心理学	2	3セメ					
現代国語文化演習A(国語学分野)	2	4セメ					
異文化接触と文化学習	2	3セメ					
スポーツ社会学	2	4セメ					
生活経営学	2	4セメ					
消費生活論	2	4セメ					
家族関係学	2	6セメ					
保育学	2	5セメ	選択必修	12 (注2)	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12	
対人心理学	2	6セメ					
心理療法論	2	5セメ					
同和教育	2	4セメ					
合計					24		24

注1：社会教育主事講習等規程(昭和26年6月20日文部省令第12号)に規定する【大学において修得すべき社会教育に関する科目及び単位】を示す。

注2：「大学において修得すべき社会教育に関する科目」のうち「社会教育特講Ⅰ」, 「社会教育特講Ⅱ」及び「社会教育特講Ⅲ」については, それぞれの分野で最低2単位を修得すること。